

独立行政法人環境再生保全機構平成19年度計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成19年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）組織運営の効率化

機構が担う業務について、適切かつ着実に遂行するため、各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。

また、新人事評価制度を適切に運用することにより、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、年度計画の達成に向け、効率的な業務遂行体制を整備する。

（2）業務運営の効率化

① 業務に対する事後評価の実施

前年度の業務実績を取りまとめ、自己点検、自己評価を行うとともに、業務評価委員会を開催し、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。

② 事務処理の簡素化、迅速化の推進

情報共有化システムの活用により、情報の共有化、知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。

③ 外部委託の推進

機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。

また、サービスの低下を招かず、経費節減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。

④ 契約に係る競争の推進

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

⑤ 電子化の推進等

オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。

（3）経費の削減・効率化

① 一般管理費

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並

びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比で15%を上回る削減を達成するため、平成19年度においても業務の効率化に努める。

なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を達成するため、平成19年度においても業務の効率化に努める。

② 事業費

事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、平成19年度においても1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比各勘定で5%を上回る削減を達成するため、平成19年度においても業務の効率化に努める。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間の最終年度において平成16年度比で3割を上回る削減を達成するため、平成19年度においても適切な執行に努める。

また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済納付金を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を達成するため、平成19年度においても業務の効率化に努める。

（4）業務における環境配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公開するとともに、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。

また、日常業務の遂行にあたり、平成19年度に策定する「環境配慮のための実行計画」に基づき、エネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

さらに、平成18年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し公表する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構ホームページ、機構業務案内、パンフレット等を作成し、情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努める。

また、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを行う。

＜公害健康被害の補償及び予防業務＞

（１）汚染負荷量賦課金の徴収

① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成１５年度実績の水準の維持を図る。

② 納付義務者等に対する効果的な指導

ア 委託商工会議所担当者研修会を開催して、公健制度及び納付義務者への対応等の習熟を図りつつ、商工会議所へ赴き、委託業務の点検、指導を行う。

イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、必要に応じて納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

③ 納付義務者に対するサービスの向上

ア 委託商工会議所が主催する説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応する。

イ 汚染負荷量賦課金申告書の記入、硫酸化物排出量の算定において、誤りの多い事例を把握し、必要に応じて説明資料に反映させる。
また、申告・納付説明会開催期間中の問い合わせに的確に対応する体制を確保する。

ウ 賦課金専用ホームページに常設している「電子メールによるご意見・ご質問のコーナー」を活用し、前年度の改善結果をも踏まえ、必要に応じてホームページの改善を図る。

エ 「名称等変更届出書」のオンライン化について、申告・納付説明会等を通じ、納付義務者への周知を行い、利用促進を図る。

（２）都道府県等に対する納付金の納付

① 納付申請等に係る事務処理の効率化

ア 都道府県等からの提出期限の徹底を引き続き図るとともに、フロッピーディスクによる申請などにより、事務処理日数を平成１５年度比２５％削減の水準を維持する。

また、必要に応じて、補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者へは、引き続き周知徹底を図る。

イ 現地指導は、原則として、３年に１回のサイクルで実施する。

ウ 福祉事業の実態調査を通じ情報収集を行い、その結果を必要に応じて、環境省主催の担当者研修会の場で報告する等、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

- ② 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減
フロッピーディスクによる申請については、都道府県等の意見を踏まえ、必要に応じてシステムの改修を行う。また、オンライン申請の整った都道府県等の利便性を図るため、オンライン化の試行を行う。

(3) 公害健康被害予防事業

① 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化

ア 公害健康被害予防基金の運用については、中期計画の内容を踏まえて、平成19年度の基本運用方針を策定し、平成19年度中に満期償還となる約33億円については、安全かつ有利な運用を行う。

イ 事業の重点化・効率化

各事業分野別に新たに把握したニーズを踏まえ、事業を重点化し、かつ、効率化を図る。

② ニーズの把握と事業の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

③ 調査研究事業の実施及び評価

ア 中期計画の内容を踏まえ、

- ・ 環境保健分野では、「気管支ぜん息発症予防のための日常生活の管理・指導」等を中心に目的を絞って6課題の研究を実施する。
- ・ 大気環境の改善分野では、平成18年度に実施した4課題中3課題を継続実施するほか、1課題を公募により決定し、実施する。

なお、調査研究費総額は平成15年度比で20%以上削減する。

平成20年度から実施する大気環境の改善分野に関する新規の調査研究課題について公募を開始する。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、大気環境の改善分野の新規課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果に

については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

④ 知識の普及及び情報提供の実施

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大气環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページを活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。また、予防情報提供誌を活用し、関係事業者等への情報提供を行う。

⑤ 研修の実施

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大气環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

⑥ 助成事業の効果的・効率的な実施

ア 助成事業の重点化

i) 環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニー

ズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。さらに、地方公共団体の担当者が出席する実務者連絡会議については、事例発表などの情報交換を積極的に行い、事業の効果的な実施に努める。

さらに、より多くの住民が事業に参加できるよう、地方公共団体と共同で事業の紹介を行う。

- ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、最新規制適合車等への代替促進等局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を引き続き実施する。

なお、代替の効果的促進を図るため、助成内容の変更を行う。

- イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインシステムを活用し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

また、オンライン化が不可能な地方公共団体に対し、フロッピーディスク等による申請も受付けることとする。なお、助成金交付決定に係る事務処理日数は、平成15年度比20%削減の水準を維持する。

<地球環境基金業務>

(1) 助成事業に係る事項

① 助成の固定化の回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。

② 助成の重点化等

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。

また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。

③ 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、振込日の分割を継続し、支払申請書受付から支払いまでの1件当たりの平均処理期間を平成15年度比10%短縮の水準を維持する。

④ 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。
また、平成18年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針等へ反映させる。

⑤ 利用者の利便向上を図る措置

ア 平成18年度の検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で募集及び内定を行い、交付決定の早期化を前年度と同水準で維持する。

イ 助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図るため、募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするほか、ホームページ上での事業に係るQ&Aの充実等を推進する。

ウ 助成先団体一覧及び活動事例をホームページで速やかに紹介し、より広範な情報提供を行う。

(2) 振興事業に係る事項

① 調査事業の重点化

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。

② 研修事業の効果的な実施

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させ、質の向上を図るため、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち70%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。

(3) 地球環境基金の運用等について

民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図るため、引き続き積極的に募金等の活動を行う。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

助成金交付の透明性・公平性を確保するため、事業の採択及び助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運

用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

<石綿健康被害救済業務>

(1) 制度に関する情報提供

- ① 救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び新聞一般紙、専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、确实かつ広範な広報を実施する。
- ② 石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置く。また、機構ホームページに掲載している申請手続き、記載例等については、適宜、見直しを行う。
- ③ 制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や、機構内に相談窓口を設け来訪者に対し制度及び申請手続きの説明を行う。
また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるよう作成しているマニュアルについては、適宜、見直しを行う。
- ④ 無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取・整理し、ホームページの充実を図るとともに、制度の運営状況について公表する。

(2) 石綿健康被害者の認定

認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルに基づき、迅速な処理を行う。

また、受付、審査等の処理状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。

(3) 救済給付の支給

- ① 救済給付の支給の請求について、執務マニュアルに基づき、適切な処理を行う。

また、救済給付の支給状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。

- ② 救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を実施する。

(4) 申請者、請求者情報の管理

申請者・請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、個人情報保護の高度化を検討する。

(5) 救済給付費用の徴収

- ① 船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金について、引き続き関係機関との連携を図り、適正な徴収及び収納を行う。
- ② 納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページ等の充実を図る。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

① 返済慫慂

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社（サービサー）への外部委託も含め厳正に返済を慫慂し、回収を強力に促進する。

② 法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

③ 債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記①～③の方法等により、平成19年度中に正常債権以外の債権から40億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸

倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、40億円交付されることを予定している。

4. 短期借入金の限度額

平成19年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度26,000百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

6. 剰余金の使途

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

なし

(2) 人事に関する計画

① 人員配置、職員の業績評価及び人材育成

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために新人事評価制度の運用により、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、その成果に応じた業績を適正に評価する。

また、前年度に引き続き業務上必要な各種研修を積極的に行うとともに、外部で行われる研修にも積極的に参加させ、もって職員の能力開発を図り、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

② 人事に関する指標

- ・ 期初の常勤職員数 154人
- ・ 平成19年度中に2人削減予定

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを検討する。

(3) 積立金の処分に関する事項

なし

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

なし

平成19年度計画予算

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,392
国庫補助金	6,055
その他の政府交付金	11,336
都道府県補助金	2,000
長期借入金	11,100
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	77,704
受託収入	0
運用収入	1,708
その他収入	1,234
前年度からの繰越金	1,758
計	120,288
支出	
業務経費	75,974
公害健康被害補償予防業務経費	59,888
うち人件費	178
石綿健康被害救済業務経費	8,781
うち人件費	488
基金業務経費	7,037
承継業務経費	268
受託経費	0
借入金等償還	38,061
支払利息	3,368
一般管理費	860
人件費	1,316
翌年度への繰越金	1,600
計	121,179

[人件費の見積り]

平成19年度 1,466百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

公害健康被害補償予防業務経費と石綿健康被害救済業務経費のうちの人件費は、運営費交付金の対象外である。

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	560
国庫補助金	55
その他の政府交付金	10,753
業務収入	47,886
受託収入	0
運用収入	1,461
その他収入	45
前年度からの繰越金	96
計	60,856
支出	
業務経費	
公害健康被害補償予防業務経費	59,888
うち人件費	178
受託経費	0
一般管理費	256
人件費	631
翌年度への繰越金	43
計	60,819

[収入支出予算の弾力条項]

1. 補償給付費納付金の支出予算に不足が生じたときは、当該不足額を限度として補償給付費納付金の支出予算の増額をすることができる。
2. 受託収入が予算に比して増加した場合には、その増加額を限度にその事業に要する支出予算の額を増額することができる。

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
その他の政府交付金	583
民間等拠出金収入	8,428
その他収入	5
計	9,016
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	8,781
うち人件費	488
一般管理費	190
人件費	45
計	9,016

[収入支出予算の弾力条項]

石綿健康被害救済給付金並びにその業務の事務に要する経費の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として石綿健康被害救済給付金等の支出予算の増額をすることができる。

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	970
国庫補助金	2,000
都道府県補助金	2,000
運用収入	246
その他収入	1,152
前年度からの繰越金	323
計	6,691
支出	
業務経費	
基金業務経費	7,037
一般管理費	111
人件費	201
翌年度への繰越金	331
計	7,680

[収入支出予算の弾力条項]

寄付金収入及び維持管理積立金運用収入が予算に比して増加した場合には、その増加額を限度にその事業に要する支出予算の額を増額することができる。

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	862
国庫補助金	4,000
長期借入金	11,100
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	21,390
その他収入	32
前年度からの繰越金	1,339
計	43,724
支出	
業務経費	
承継業務経費	268
借入金等償還	38,061
支払利息	3,368
一般管理費	302
人件費	439
翌年度への繰越金	1,226
計	43,665

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成19年度収支計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	124,447
經常費用	124,446
公害健康被害補償予防業務経費	59,855
石綿健康被害救済業務経費	41,160
基金業務経費	7,037
承継業務経費	10,644
一般管理費	2,498
減価償却費	64
財務費用	3,190
臨時損失	0
収益の部	124,822
經常収益	124,822
運営費交付金収益	2,554
国庫補助金収益	55
その他の政府交付金収益	11,336
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	40,213
PCB基金預り金取崩益	6,130
受託収入	0
業務収入	59,126
運用収入	1,708
その他の収益	81
財務収益	3,620
臨時利益	0
純利益	376
目的積立金取崩額	0
総利益	376

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位: 百万円)

区 分	金 額
費用の部	60,875
經常費用	60,875
公害健康被害補償予防業務経費	59,855
補償業務経費	58,522
予防業務経費	1,333
一般管理費	976
減価償却費	44
臨時損失	0
収益の部	60,829
經常収益	60,829
運営費交付金収益	617
国庫補助金収益	55
その他の政府交付金収益	10,753
業務収入	47,886
受託収入	0
資産見返負債戻入	12
運用収入	1,461
財務収益	39
雑益	5
臨時利益	0
純利益	△ 46
目的積立金取崩額	0
総利益	△ 46

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	41,408
経常費用	41,408
石綿健康被害救済業務費	41,160
減価償却費	15
一般管理費	233
臨時損失	0
収益の部	41,408
経常収益	41,408
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	40,213
拋出金収入	593
その他の政府交付金収益	583
資産見返負債戻入	15
財務収益	5
雑益	
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,350
経常費用	7,350
基金業務経費	7,037
地球環境基金業務費	841
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	6,131
維持管理積立金業務費	64
一般管理費	312
減価償却費	1
収益の部	7,350
経常収益	7,350
運営費交付金収益	961
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	6,130
地球環境基金運用収益	184
維持管理積立金運用収益	62
寄付金収益	10
資産見返負債戻入	1
雑益	2
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	14,813
経常費用	11,623
承継業務費	10,644
一般管理費	976
減価償却費	4
財務費用	3,190
収益の部	15,235
経常収益	15,235
運営費交付金収益	976
事業資産譲渡元金収入	10,647
資産見返負債戻入	3
財務収益	3,581
雑益	28
純利益	422
目的積立金取崩額	0
総利益	422

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成19年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	179,311
業務活動による支出	115,590
投資活動による支出	3,454
財務活動による支出	38,061
翌年度への繰越金	22,206
資金収入	179,311
業務活動による収入	100,221
運営費交付金収入	2,392
国庫補助金収入	6,055
その他の政府交付金収入	11,336
都道府県補助金収入	2,000
業務収入	74,000
受託収入	0
運用収入	1,697
その他の収入	2,741
投資活動による収入	4,163
財務活動による収入	16,100
前年度よりの繰越金	58,827

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	72,693
業務活動による支出	60,822
投資活動による支出	3,090
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	8,781
資金収入	72,693
業務活動による収入	57,045
運営費交付金収入	560
国庫補助金収入	55
その他の政府交付金収入	10,753
業務収入	44,182
受託収入	0
運用収入	1,451
その他の収入	45
投資活動による収入	3,299
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	12,349

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	41,886
業務活動による支出	41,371
投資活動による支出	359
翌年度への繰越金	156
資金収入	41,886
業務活動による収入	9,016
その他の政府交付金収入	583
抛出金収入	8,428
その他の収入	5
投資活動による収入	359
前年度よりの繰越金	32,510

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	19,967
業務活動による支出	9,024
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	10,943
資金収入	19,967
業務活動による収入	7,879
運営費交付金収入	970
国庫補助金収入	2,000
都道府県補助金収入	2,000
運用収入	246
その他の収入	2,663
投資活動による収入	500
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	11,587

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	44,765
業務活動による支出	4,374
投資活動による支出	4
財務活動による支出	38,061
翌年度への繰越金	2,326
資金収入	44,765
業務活動による収入	26,281
運営費交付金収入	862
国庫補助金収入	4,000
業務収入	21,390
その他の収入	28
投資活動による収入	4
財務活動による収入	16,100
前年度よりの繰越金	2,380

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。